

## 第28回 佐用町議会(定例)会議録 (第6日)

平成21年6月25日(木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (25名)	町長	庵途典章		
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	消防長	加藤隆久	会計課長	上谷正俊
	総務課長	坪内頼男	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	税務課長	保井正文
	住民課長	木村佳都男	福祉課長	内山導男
	健康課長	新庄孝	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	廣瀬秋好	地籍調査課長	茅原武
	建設課長	野村正明	水道課長	野村久雄
	下水道課長	寺本康二	生涯学習課長	福本美昭
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	福井泉
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	上月支所長	達見一夫
	南光支所長	春名満	三日月支所長	田村章憲
欠席者 (1名)	副町長	高見俊男		
遅刻者 (名)				
早退者 (1名)	教育委員会 教育推進課長	岡本正		
		午後から早退		
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 64 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2 . 請願第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 57 号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律日程等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 . 議案第 58 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 . 議案第 59 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 6 . 議案第 60 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 7 . 議案第 61 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 8 . 議案第 62 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 9 . 議案第 63 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 10 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 追加日程第 1 . 発議第 2 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について
- 

午前 09 時 27 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

過日の本会議以来、それぞれの常任委員会等にご出席いただき、各慎重審議を賜り、誠にご苦労様ございました。

本日も、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日、副町長から欠席届が提出されておりますのでお知らせをいたします。

本日、10 名の傍聴の申し込みがございました。傍聴者の皆さん、大変、ご苦労さんでございます。日頃より、議会に、いろいろとご理解をいただきまして、心より感謝を申し上げますところであります。

なお、傍聴におかれましては、傍聴中守らなければならない事項につきましては、遵守していただきますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入りますが、日程に入るまでに、前回の専決補正の質問事項で答弁が残っておりますので、各課長の方から発言の申出がありますので、まず説明を受けたいと思いますので、水道課長からお願いいたします。

水道課長（野村久雄君） おはようございます。岡本議員の質問についてお答えします。

平成 20 年度の簡易水道特別会計の滞納状況でございますけども、現年度分の滞納額が、110 万 302 円。74 件となっております。収納率につきましては、99.68 パーセントとなっております。

それから次に、過年度分につきましては、291 万 3,962 円の滞納で、36 件の滞納となっております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） 続いて、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 歯科保健特別会計の専決予算の関係で、笹田議員さんの方からご質問ありましたブラッシング指導についてお答えします。

まず、歯磨き指導なんですけれども、保育園の12園で、年間4回しておりまして、実施の延べ人数が765人でございます。

それから、歯科衛生教育につきましては、小学校、3小学校、中安小学校、徳久小学校、三河小学校、3校で、2年生、4年生、6年生を対象にしまして、実施人数は110人でございます。

中学校では、4中学校で、1年生、2年生、3年生を実施しておりまして、実施人数が362人でございます。

それから、訪問診療につきましては、訪問指導を行いましたのが、28回。訪問治療が16回でございます。

また、健診の歯科検診の後の、通知の関係なんですけれども、今は、当日に、診療結果を手渡しをしまして、お知らせをしております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、もうないですね。これ2課だけですね。

それでは、日程に入ります。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 3番議席の片山でございます。動議を提出いたしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい。

3番（片山武憲君） 佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 所定の賛成者がございますので、日程に追加することをお諮りしますが、ちょっと待ってくださいね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待ってください。

ただ今、

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと、議長に質問したいんですが、今、定数問題云々という、動議が出ました。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。  
休憩します。

午前 09 時 31 分 休憩

-----  
午前 09 時 33 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、はい、再開します。  
ただ今、片山武憲君から、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを、日程に追加して議題とすることに、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、片山武憲君から、動議の提案理由の説明を求めます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

7 番（松尾文雄君） 追加日程の、あれが拳がって来てえへんで。

〔「ちょっと、休憩取ろうや。説明してくれな話が進まん」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

〔「書類が」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） できますか。書類はできますか。  
暫く休憩します。ほなら、出してください。

午前 09 時 34 分 休憩

-----  
午前 10 時 02 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。お話申し上げましたとおり、片山さんから動議が出ましたので、動議について提出の賛成者がありました。動議が成立しました。

日程に追加することをお諮りしましたところ、異議なしという声がございますでしたので、日程に追加させて、それから、先進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 追加日程第1、発議第2号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

お手元に議案書を配布いたしておりますので、議会事務局長より議案の朗読をさせます。  
議会事務局長。

議会事務局長（大久保 八郎君） 発議第2号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について、上記の議案を別紙の通り地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月25日提出。提出者、佐用町議会議員、片山武憲。賛成者、佐用町議会議員、山田弘治。賛成者、佐用町議会議員、山本幹雄。賛成者、佐用町議会議員、石堂 基。

理由、佐用町議会議員の定数を削減するため、条例制定をする。

次ですけれども、次のページですけれども、佐用町議会議員の定数を定める条例案、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、佐用町議会議員の定数は、18人とする。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読は終わりました。

発議に対する提案者の説明を求めます。提出者、3番、片山武憲君。

〔片山君 挙手〕

3番（片山武憲君） すいません。その前に、今、事務局長読み上げられた、発議第、この手元では2号、資料2号なんですけど、1号言われたように思うんですけど、私の勘違いでしょうか。

議長（西岡 正君） 第2号やね。

議会事務局長（大久保 八郎君） 私の方は、2号と言いました。

〔片山君「2号」と呼ぶ〕

議会事務局長（大久保 八郎君） はい、言いました。2号と。

3番（片山武憲君） はい、すいません。

すいません、ちょっと、あがっておるんかも分かりません。すいません。おそれいりました。

それでは。

議長（西岡 正君） ここで。

〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番（片山武憲君） ただ今、議題とされました佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

約2年前の議会で、議員提案により、次回の選挙より定数を2人削減し、定数が20人と決まりました。さらに、その後、その以降、全員議員構成による議会議員定数適正化調査特別委員会も設置されました。

私自身の考えは、議員の定数は段階的に減らし、次の定数は、18人だと考えていました。しかし、定数と時期については、次回の選挙で選ばれた20人の議員により決定されるのが良いと思っていました。そういう中、この定例会において、自治会を主体とする署名をもとにした、佐用町議会議員の定数を16人という請願書が提出され、付託された特別委員会の中で、参考人として出席していただいた坂口氏より、この度の署名についての経緯やご自身のお考えを詳しくお聞きしました。

その中で、坂口氏の発言の中で18人だったら、こういうことしなかったかもしれないというような、私の考えと一致する点がありました。さらには、特別委員会の中での休憩中だったかもしれませんが、西岡議長からの発言で、署名をされた町民の方のためにも、早く結論を出すべきだとの旨をお聞きしました。

このような状況の中、町民の要望、期待に応えるべく、議員定数の削減について、佐用町議会議員の定数を定める条例の制定を行うものであります。

継続、特別委員会で16人とする案件が付託され、継続審査となっておりますが、そして、請願書とあわせて、18名の定数でという意見を申し上げておきたいと思えます。

佐用町議会議員の定数は、20人を18人に改める。以上の理由から、議員定数の条例を提案するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案説明といたします。

以上です。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、4番、岡本でございます。

今、18人ということで、発議が出されました。このことは、請願で町民が申し上げておる16人とは全く違うわけでございまして、やはり、そういう中ですね、減らすことには、私は、賛成でございますけれど、ですから、この18にした根拠というものは、どうということから出たんでございましょうか。

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君、答弁願います。

3番（片山武憲君） 先ほど、提案理由で申し上げました参考人の方のご発言並びに、西岡議長の、これ休憩中だったと思うんですけども、ご発言の内容、そして、私自身の持っておった考え方で、先ほどの提案内容に申し上げましたとおりでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番(岡本義次君) 町民の言い分はですね、16 で、一応、請願拳がって来ておりまして、特別委員会を組んで、4 回、5 回とやっておりますけれど、16 でも甘い。14、12 という声もありますんで、まあ、18 だったら、その片山さん個人ですね、そういう思いかも分かりませんが、そこらへんについて、町民とのギャップをどのように思われますか。

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。

3 番(片山武憲君) まず今のご意見ですが、確か、この定例会の前には、委員会は2回開催され、そして、この定例会の中で、開催されると。論議されておりますけれども、ギャップと、ギャップと言われましたけれども、あくまでも提案説明で、提案説明で申し上げましたとおり、やはり段階的に削減するという意味では、次は、20 人を、まず 18 人だろうと、急激な減は、好ましくないと、私が、そういう判断しております。以上です。

〔森本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、森本和生君。

19 番(森本和生君) はい、質問します。

当然、18 名ということで、趣旨は聞かせていただいたんですけれども、とりあえず先の特別委員会の中で、請願についても継続というような形になっております。

それで、今日、18 名で、賛成、反対というようなことじゃなしに、継続としてね、それもあわせて、一緒に審査するというような考えでは持っていただけないのでしょうか。今日、結論を出すということなんでしょうか。その点、聞かせていただきたい。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

3 番(片山武憲君) ご指摘の、ご質問のとおり特別委員会で審査しております。しかしながら、先ほどの提案理由で申し上げましたとおり署名された町民の方にも、早く結論出すべきだと、私も思っておりますので、18 人で提案、もうこの、定例会で 18 人を提案させていただきます。

以上です。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。ちょっと待ってください。

〔森本君 挙手〕

議長(西岡 正君) 森本和生君。

19 番(森本和生君) 請願と、それからまあ、議会の中で、決定するということはまた、違う問題やと思うんですけれども、この問題については、当然、同じ問題でありますのでね、特別委員会でも、もうちょっと時間を掛けて協議しようやというようなことなんで、できたら、今日、結論出すということでなしにね、継続になっておる問題と一緒に合わせてね、何とかやっていただく方法で考えていただけないでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、片山武憲君。



3番(片山武憲君) 特別委員会では、16人の請願をもとに委員会を開いておりますので、16人のいう内容の請願で出て、それも委員会で付託されて検討してもらって、検討している意味で、私も参加しているんですけども、その内容は、16人でありまして、私は、18人という内容でございますので、是非とも、この後、皆さんのご判断で、ご賛同お願いしたいと思います。

以上です。

議長(西岡 正君) 議長より、先ほどの質問に対してですが、あくまでも、もう18という形で動議出てますので、それがいいか悪いかの審議でありますので、それを延ばすということであれば、また、考え方が変わりますから、今のところは、18の動議で出ているわけですが、これの審議ですので、これの可か否で審議をしていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) 18ということで、片山さんは、この6月25日、最終日で裁定をとられるということによろしいんですか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

3番(片山武憲君) はい。この定例会におきまして、私の提案させていただいた18人で皆様の、皆様のご理解を得て、賛同していただきたく思っております。

議長(西岡 正君) はい、いいですか、岡本議員。

〔岡本安君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本安夫君。

13番(岡本安夫君) 先ほどの、提案理由の中でですね、先般の、その特別委員会で、坂口氏が、参考人に来られた時に、18でも良かったというようなのが、1つの根拠になっているというお話でした。

それで、一昨日、22日でしたかね、その後、特別委員会開きました。そういう時にですね、何で、そういう話が出なかったのかなということ。私、16名で、紹介議員になっているので、人数については、もう動かし難いあれなんですけども、そういう、なぜ、唐突に、委員会は、確かに、その付託案件で請願も審議していたんですけども、やっぱり定数を審議するのであれば、やっぱり、そういう意見も、その中で、出されておくべきだったんじゃないんですか。それは、まあ、唐突というのがあれなんです。

それとですね、ちょっと分かりにくいところあったんで、あれなんですけれども。

継続になっておるがと言われて、請願とあわせて、16でという云々のくだりが、ちょっと意味不明だったんで、そのあたりを、もう少し、分かりやすく説明してください。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） はい、今の岡本安夫議員の質問でございます。

先般の特別委員会の中で、そういう、具体的に、私の 18 人を、その時に、もう言うておくべきだったとおっしゃられます。

確かに、そういうことも、私は、もう別に否定はいたしません。あの時の、あの流れでは、いろんなことが頭の中、錯綜しておりまして、発言ができておりません。その後、終わってからですけれども、今に至る間で、やはり、ちょっと頭の中整理しまして、やはり、18 人を、ということ浮かび上がってきまして、今回、提案させていただきました。

もう 1 つ、請願、16 人とする請願が、ちょっと整理しますけれども、請願が、出ておって、先般の委員会の中で、まだ報告がされておりました・・・、特別委員会の中で、審議され、まだ報告がされておられない状況でございますけれども、そういう状況の中ですけれども、私が、18 人というのを提案したいので、18 人を、まず、この定例会で結論出していただいと、そういう理由でございます。

以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。岡本議員よろしいか。

〔山本君「ちょっと、待って、岡本議員の質問が、ちょっとおかしかったんで、ちょっと、それについて、言わせていただきたいなと思っておりますが、よろしいですか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。岡本議員は、よろしいか。  
岡本議員。

〔山本君「質疑について」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） まだ、発言中ですので、よろしいか、いいんですかっていうことを聞きようわけです。

ちょっと待って、そうでないと次行けませんので、いいですか。いいですか。

はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あのね、何で、意見しなかったのかと言いましたけど、この前、坂口さんら来た時は、あくまでも質疑だったんで、意見を言えるあれではなかったということで、で、僕が提案したのは、動議出してもろたのは、質疑だけなんで、次、意見できるような場にしましょうということで、動議出させてもろて継続審議になったんであって、だから、片山さんが、何で意見言わなんだんかって、あの時は、意見言う場ではなくして、あくまでも、質疑の場だったんだということ、別に、これ意見というわけじゃなしに、あれやけども、ただ、そういう質問があったんで、その質問は、ちょっとおかしいなということ、を言わしてもらいようわけです。

そういうことです。

議長（西岡 正君） 岡本議員よろしいか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

〔「そうだろ」と呼ぶ者あり〕

13 番（岡本安夫君） 違うんです。私はね。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

13 番（岡本安夫君） いいですか。

議長（西岡 正君） 静かにしてください。

13 番（岡本安夫君） 山本議員に答えなあかんあれじゃない。

議長（西岡 正君） いやいや、あの、ちょっと待ってくださいよ。

〔岡本安君「あれやない、あのね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 今、私が、山本議員に発言を許可したのは、賛成者の 1 人であるということ、ということ、発言を許しましたんで、それで岡本議員がよろしいかということでもありますけれども、岡本議員が質問あれば、そのまま引き続きやってください。

13 番（岡本安夫君） 確かに、その参考人で出ていただいた時には、質疑です。けど、そういう経過説明の中でですね、18 人だったら良かったということ、確かにおっしゃいました。だから、それは、質疑として、その 18 名が、なぜ 16 名ですかという質疑はできたはず。意見じゃなくて。ですから、その時、なぜしなかったかということ、今、問うたわけです。

それと、ですね、継続審議なっておろうが、その議長が、早く結論出すべきだということ、これを根拠にですね、動議を出したとおっしゃいました。これ、22 日に、全会一致みたいな形で、これ、委員会が継続になっておるんですよ。その中で、果たして、その、

〔「12 対 8 や」と呼ぶ者あり〕

13 番（岡本安夫君） ああ、全会一致じゃなかったんか。12 対 8。多数で。ごめん。間違えました。多数でなっておるんですけども、それぐらい、ねっ、そのルール上は、その当然まあ、議員発議、動議というのは許されるんでしょうけども、その中で、きちんと段取りを踏んで、丁寧に審議していくという中では、ねっ、果たしていかなものかなということでございます。

質問になってないか分かりませんが。

議長（西岡 正君） 答弁ありますか。

13 番（岡本安夫君） はい、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

13 番（岡本安夫君） その委員会の決定をね、もう少し尊重すべきじゃないかということです。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） 2つの質問でありまして、前者の分では、その特別委員会の時は、なるほど、その言い方によっては、発言しておくチャンスがあったのかも分かりませんが、その時は、まだ、迷っておりまして、その後、そういう結論に基づいて、提案させていただきました。

そして、後の分の質問でございますけれども、私は、今、18人で、この定例会だと、定例会で皆様のご理解をお願いして、賛同していただきたいと思っております。

そして、特別委員会が、まだありますので、そこでも、当然、審議はしていただきたらと思います。

以上です。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） ええっと、もう、ちょっと待ってください。3回終わりましたので、次、変わりますから、また、後で。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） ちょっと、質問したいと思うんですけども、ただ今、説明の中で、片山議員が、18名だったらええんじゃないかという、請願者、坂口さんから話が出たということですけども、それは、もっと前にさかのぼって、議案提案で、議会から提案して、20名になった時に、それを18名にされておれば、こういうことは、住民活動も、署名活動もしなかつただろうというようなことであって、今現在は、16で請願が挙がっているというふうに解釈した方がええんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） はい、お答えします。そういう、考え方いうんも、私、まああの、否定はいたしません、署名に基づく請願が出てまいりまして、その論議とか、いろんな状況を見ておる中、やはり、あの状況のまま、状況のままよりも、私の常々思っております、次回は18人、まあ時期はともかくでしたけども、18人と思っておりますし、そういう意味から、私の判断で、一致する考え方もあったなど。今、新田議員のおっしゃられたことも最もあると思っておりますけれども、私は、そういう判断して出させていただきます。どうか、ご賛同よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） 新田議員よろしいか。

〔大下君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。新田議員よろしいか。

2 番（新田俊一君） はい、はい、はい。

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） この 22 日の日にですね、特別委員会を開いた中で、いろいろと、その今、提案されておるような、18 名なり 16、いろんな話が出ておるわけですが、請願者としては 16 名という格好の中で、町民の 4,725 ですか、の署名を持ってですね、われわれ熱心に 2 時間近く、この種の問題について論議する中で、閉会中の審議という格好で、委員会付託という格好の中で、今日まで来ておるわけですが、それをあえて 16 から 12 と、坂口氏が、そのようなことも言うたという中で、あなたの考えが、その時、頭が混雑しておって何も言えなかったというようなことをごさいますけれども、全て、議事が決定した中で、今日のような話が出てくるという、その 2 名、16 から 18 名にした、2 名増えるということに対しての、もっと真剣な、その 2 名を、なぜ故に 2 名が増員されたのか、あなたの考えを、もう一度聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

3 番（片山武憲君） 今のご質問ですけれども、最初に 16 が 12 とか言われましたけれども、私は、そういう発言も、提案説明でも、そういう言葉使っておらないと思います。はい。まず、それを 1 点、ちょっとお答えしておきます。

そして、なぜ 16 名から 18 名に、2 名増員ということも、今、聞かれたんですけれども、あくまで、私は、16 から 2 名増やすという、そういう判断ではなしに、提案理由で申し上げましたとおり、常々、18。次の段階的に減らす、段階的に減らすべきだと。それで、18 人だと思っております、そうした中、参考人の方のお話もお聞きしまして、私の判断で 18 人という提案をさせていただきました。

あくまでも、その 16 を基準にして、2 つ、どういう根拠で、2 人積み上げていう提案理由ではございません。以上です。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） この 16 ということにつきましてもですね、あなたの考えというものは、はっきり出ていない。ただ、数字を打っているだけというように、私は、今、受け止める中でですね、皆さん、賛同してくださいと。賛同してくださいということのみの言葉であってですね、その 2 名追加、また、16 名に対する、私の考えはこうで、16 名というのが駄目なんです。従って、18 名であれば、議員の余裕ができるか、どういうことになるか分かりませんが、あなたの考えは、18 という格好の中で、今後やっていきたい

ということへの賛同を、私に投げかけておるわけですから、私は、そのことに対して、賛同する気は、全くありません。

やはり住民のですね、提案されてきておる 16 というのが、私も一番、22 日の日も言わしていただきましたけれども、妥当な話ではないかな。それが、昨今になっているわけなので、

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

12 番(大下吉三郎君) 黙ってくださいよ。あなただけの議会じゃないんですから。

〔「討論やがな」と呼ぶ者あり〕

12 番(大下吉三郎君) いいますがな、これから、黙っといってくださいよ。

だから、このような話がですね、あちこちで真剣になっていないということが、今でも議会の中で出てきておるわけですよ。野次なら野次として、きちっと言っていただき、私は、この 16 に請願というもの出たものに対しては、速やかにすべきだということの中で、今回についても、このような話を進めておるわけです。

従って、今、あなたが提案されておる定数の 18 ということについてはですね、もう少し、あなたの説明が不足しておると、私、考えておりまして、どのような判断を取ればいいのか、まだまだ分かりません。

しかし、それに対して、あなたは、はっきりとした 18 名に対する定義をですね、もう一度おっしゃってください。

〔山田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山田弘治君。

17 番(山田弘治君) (聴取不能)の発言で、非常に不適切な発言がありましたので、議長の方から削除の方お願いしたいと思います。

と言いますのは、議会が真剣にやってないということを申し上げられたと思います。おそらく、ここにおられる方は、それぞれの考えの中で、どうすべきじゃいうことを真剣に考えて議論されておるはずなんです。私、そう思います。

だから、私、大下議員の今の言葉は不適切であって、削除していただきたい。

議長(西岡 正君) ちょっと、暫く休憩です。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 27 分 再開

議長(西岡 正君) 再開します。大下吉三郎君。

12 番(大下吉三郎君) どういう、それぞれの思いがあり、それぞれの聞き方があろうかと思えます。従って、私の言葉が悪いというのであれば、悪いんでしょう。

しかしながら、私は、本当に、こういった議会の中で、真剣に、皆、お互いが取り組んでおるわけですよ。黙っておいて、話が進むものでもありません。自分の言えること、自

分が考えておること、自分が発言してこそ、皆に伝わることであって、黙って、ここでのこのこのということについては、おかしいかなと。議会というのは、そういうものじゃないですか。だから、取り消せと言え、取り消しても構いません。それは、あなたの考えであって、私は、取り消す気はありませんけれども、そういうことであれば、取り消しても結構です。別に、どうもありません。

〔山田君「議長、今の発言・・・」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちよっと待ってくださいよ。ええっと・・・

〔岡本安君「質疑なっとれへんで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 大下議員、取り消せということでしたから、どうですかってお考え聞きよんで、どっちでもいいというような伺い方できますので、取り消しするなら、する。私は、もう間違ったこと言っていないから、取り消しはしていただくんで、結構ですというのか、ちよっと、そこははっきりしていただきたい。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 私の発言が、そのように取られたのであれば、それは、本人の考えであって、私は、取り消す気はありません。

議長（西岡 正君） はい、山田議員、今、手を挙げられたんだけど、よろしいんですか。

17 番（山田弘治君） 今、要するに、その、

議長（西岡 正君） 取り消すつもりはないと。本人の意思で、そう言われたので。

〔「せん言いよんや」と呼ぶ者あり〕

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今、出されている発議なんですけれど、この後に出ている、議会運営上の問題になるんですけれど、それは、議長の判断で発議が優先するというので、審議はされておりますけれど、後に出てきます、私達、全員が参加した定数削減を求める請願について、委員会で、結論としては、閉会中の継続審査という結論が出ています。で、定数の問題で、同じ内容ですので、この扱いについては、運営上の問題になると思います。それで、議会運営委員会を開いて、きちんと、その内容の整理をしていただきたいと思います。と、思っています。

議長（西岡 正君） はい、ちよっと、待ってください。今、本人に対して、提案者に対

しての質疑ですんで、質疑を受けているんで、質疑の方。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、議論の中で、何かちょっと違う方向に行ってしまうようと思うんですけども、請願が出た請願はね、継続いうことで請願になっておるんです。そやけど、今度、これ片山さん出しておる分は、請願とは関係なしに、また出しているということなんで、とりあえず、その辺のさばきだけはしてもろて、しとかなあかんのやけども、まあ、この分は、この分で決めるんやというようなことなんですけれども、今、話が出ておるように、まあ、この分は、決着つけてくれというようなことの見解がありますんで、それ以上のことは申し上げませんけれども、できたら、継続にしてもろて、継続の、その請願の分と、この発議の分とあわせて、平行して協議していくというようなことも含めてね、同じ問題なんで、そのへんのことだけ、議運なんかで、ちょっとやってもろたらええと思うんですけども。

議長（西岡 正君） ちょっとだけ、暫く休憩します。

午前 10 時 30 分 休憩

-----  
午前 10 時 31 分 再開

議長（西岡 正君） はい、再開します。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） いろいろこう意見が出よんですけれども、今回、私、賛同者になっております。暫くこう時間をいただいて、ちょっと調整をしたいと思いますので、暫く、休憩をとっていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君から休憩の動議が出ました。賛成の方、いらっしゃいますか。ないですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、賛成がありますので、休憩動議が成立しましたので、お諮りします。

ここで、山田弘治君から休憩の動議が出ました。休憩することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、賛成多数でありますので、暫く休憩します。



何分ぐらい必要ですか。何分ぐらい必要ですか。

17 番（山田弘治君） 15 分。

議長（西岡 正君） 15 分ほど。はい、そしたら、50 分まで休憩します。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 48 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、ちょっと、建設課長が言われておるように、ちょっと 50 分より、ちょっと早いんですが、始めさせていただきます。

議長としてお願いしますが、同じ質問が繰り返されておるようでございますので、できるだけそういうことのないように、ひとつお願いして、引き続き、休憩前に引き続き質問をお受けします。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

〔森本君「ちょっと待って、山田・・・」と呼ぶ〕

〔山田君「閉会中、休憩してもろったんで」と呼ぶ〕

10 番（高木照雄君） 動議。質疑を、この辺で終結していただきたいと思います。

議長（西岡 正君） ちょっと待って、ちょっと待ってくださいよ。ちょっと、待ってくださいよ。ちょっと、待ってください。

もう、再開して聞いてますんで、高木議員の質問から受けてください。はい。

10 番（高木照雄君） 10 番、高木です。

このへんで、質疑を終結していただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、それは、質疑終結の動議ですか。

10 番（高木照雄君） はい、そうです。

議長（西岡 正君） 賛成者、いらっしゃるんですか。

〔「賛成」呼ぶ者あり〕

〔山本君「あの、いいんだけども、うん、あの、というのは、結局まあ、一応、山田さん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。

議会には、ルールがありますんで、今、高木さんから質疑終結の動議が出ましたんで、

質疑終結の高木さんに対しての、動議に対して賛成者がありますかということをお尋ねしよんで、賛成者ありますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、賛成者がありますので、高木議員、もう一度再度、その休憩の理由ということで、きっちり、ちょっとお願いします。

10 番（高木照雄君） ええっと、これ以上ね、質疑を繰り返してもね、中々、進まんと思えますので、もう質疑は出尽くしたと思えますので、終結をお願いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、お諮りします。高木議員の動議について、議題として挙げて、採決したいと思えますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、異議がございませんので、ただ今、高木議員の方から、質疑の終結の動議が出ました。この動議について、賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

〔議会議務局長「8名」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 賛成者8名ですか。

〔議会議務局長「賛成者8名」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 質疑終結の動議は、否決されましたので、引き続き質疑を行います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 先ほど、貴重な時間をいただいて、私ども4名の者が確認をしましたので、ちょっと報告をしたいと思えます。

この提案説明の中で、片山議員の方が、閉会中の特別委員会の中で、この件については、審査をして欲しいというくだりがあります。私らは、それに賛同して、まあ手を挙げたわけですけれども、これから、議長をお願いしたいんは、この件を継続にするか、せんかということの賛否をとっていただきたい。お願いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） また、動議ですか。

17 番（山田弘治君） えっ。いや、動議です。

議長（西岡 正君） 継続。

17 番（山田弘治君） 継続にするかせんか。

議長（西岡 正君） あの、ちょっと待って、ちょっと休憩します。

-----  
午前 10 時 50 分 休憩

午前 10 時 51 分 再開  
-----

議長（西岡 正君） 再開します。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 質疑終結の動議が否決をされました。

私が、動議を出します。

本定数削減議案は、定数特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることを動議として提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君から、

〔鍋島君「まず、動議成立するかどうかや。賛成か反対」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 賛成の方、いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 賛成者がいらっしゃいますので、採決を取らせていただきます。

ああ、ちょっと、はい。

そしたら、今、諮りますので、そのもう一度、再度、そのなぜ継続にせなあかんのかということ、ちょっと。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、

議長（西岡 正君） 委員会付託ですか。

21 番（鍋島裕文君） あの、動議の説明ね。説明ね。はい、はい。

本定数削減議案は、提案者の説明を聞いてもね、今の質疑の中では矛盾する点も、定数特別委員会の審議からして矛盾する点も出てきておりますし、また、審議の内容もね、まだまだ、不足な点が、多々あります。

今、急に出された、この議案をね、ここで結論を出すというのは、基本的には、定数特別委員会の設置している状況からしてもね、それは、無理であり、さらなるね、審査を、丁寧な審査をすべきだということで、本案件を定数特別委員会に付託し、閉会中の継続審

査することを動議として提案いたしました。以上です。

議長（西岡 正君） ちよつとだけ、休憩させてください。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。

〔鍋島君「先に諮らなあかん」と呼ぶ〕

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） 矢内作夫君、先ほどの動議に対して質疑を受けます。

〔鍋島君「いや、駄目だよ。議長、諮らな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちよつと、待ってよ、質疑があるわけですから。

〔鍋島君「ああ、質疑か、質疑があるんか。動議に質疑あるんか」と呼ぶ〕

14 番（矢内作夫君） あのね、まあ、これ、今動議が出されたわけですけど。片山議員からね、それで、この種の動議というのはね、その場で即決するというのが、一応、ルールやと思うんですよ。議会の。

それで、その今度の特別委員会の中に付託するというようなことは、それだったら、そういう意見があるんでしたらね、閉会中の継続審査とするということにはなっとんですからね、意見として、その時に 18 はどうですかということを出してもらわなったら、今日ね、動議として出されたいことは、今日、決着するいう必要性があつて、出されたと思うんですは。それが、言葉のあや言うか、何言うか、その段階の中でね、いや継続して、そっちへ付託してもらたらよろしいいうような話は、これはおかしい思うんです。はい、基本的に。

議長（西岡 正君） それ、質疑ですか。

14 番（矢内作夫君） そのへん、片山議員、どがい思われとうか。

〔鍋島君「いや、関係ないで。関係ない。紹介議員は」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員にお聞きします。はい、答弁してください。

〔鍋島君「わし？わし」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 先ほどの、お宅が動議を提出され、それについてですから。

21 番（鍋島裕文君） あの、まずね、提案者が動議出してから即決を希望するの、これ当

たり前ですよ。そのために動議出しておるんです。

で、その提案説明聞いて、この間、質疑が行われてきたと。非常に不十分です。問題点も多々出てきている。そういう中ではね、本日、即決するのは、基本的に無理だと思わざるを得ない。

そういう中で、運営上の問題としてね、本案件を特別委員会に付託するという、そういう提案なんですよ。

以上です。

議長（西岡 正君） 矢内議員よろしいですか。

〔鍋島君「当たり前のことやんか、そんなことは」と呼ぶ〕

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） よろしくは、ありません。私は。

〔鍋島君「とにかく」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、他に。

先ほどの鍋島議員の動議に対して、質疑はありませんか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 本案件についてですけれども、これは、これで、とりあえず、きちっとしたルールに則ってやっていただき、鍋島議員の動議についてですけれども、もう既に、継続審議が決まっておりますし、勿論、委員会で、そういったことを、また発言する機会もございますので、何も、ここであえて、これを議論するというような発言は、別に、必要がないんじゃないかと思うんですが。私は。

以上です。

議長（西岡 正君） あの、今、ちょっと討論みたいになってしまったんですけども、質疑を、そしたら、終結させていただきます。

質疑を終結しましたので、討論に入りたいと思いますが、ございますか。

〔鍋島君「討論するんかい」と呼ぶ〕

〔平岡君「動議やで」と呼ぶ者あり〕

〔鍋島君「動議やで、動議」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 今、質疑入ったんよ。

〔「可決するか、否決するかを先やって」と呼ぶ者あり〕

〔鍋島君「動議を成立かどうか、やらないかんのや」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ごめん、失礼、私が、（聴取不能）。  
まだ質疑ですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ちょっと・・・

〔森本君「（聴取不能）譲ったらあかんがな。動議が出とんのに」と呼ぶ〕

〔鍋島君「うん、あかんで、それ」と呼ぶ〕

〔「賛成か、反対か聞くんや」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡本義次君） 私、鍋島さんのことについて、聞きたいことある。

議長（西岡 正君） だから、質疑ですから、してください。  
質疑を終結したんですね。本当は。  
もう1回だけ許可します。

4 番（岡本義次君） 鍋島さん、今、これを継続せいということでございますけれどね、  
まあ、委員会付託、その中でね、それで、ほなら、片山さん、それで納得されるんかな。

〔鍋島君「何の話やな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。  
それは、片山さんに言われておるけれども、最終的には、鍋島さんのことですから。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。質疑、もう終結します。

〔鍋島君「しとんやろ。いや、（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 質疑終結します。  
それでは、採決します。

〔鍋島君「だんだん、経っていくんやがな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 先ほど、鍋島議員の方から、この問題については、委員会付託にしたかどうかという動議が出ましたので、それについて、採決をさせていただきます。  
委員会付託にすることに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、賛成多数でありますので、先ほどの片山さんの動議については、委員会に付託して審議するということにいたしました。

---

日程第 1 . 議案第 64 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） それでは、日程第 1、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

委員長より報告していただきます。

議案第 64 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 厚生常任委員会の報告をいたします。

日時、平成 21 年 6 月 17 日、午前 9 時 28 分から 9 時 32 分まで。また、午前 10 時から 11 時 5 分まで。

場所、役場 3 階委員会室兼控室。

3、出席者委員 7 名全員。

4、説明のため出席した者、町長、住民課長、議会事務局長。欠席者、副町長。職務のため出席した者、議長。

第 28 回定例会付託案件審査について、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、まず、町長が説明しました。

国民健康保険というのは、所得の面で、不安定な方が多く、後期高齢者が脱退し、被保険者が少なく、影響が大きい。それと、4 町合併時、三日月町が非常に低かった。それに合わせて、南光に上月が合わず形で、税率をかなり下げて調節を行った。県下においても、この税率は、かなり低い方であり、合併後も、3 年間は、据え置きしておりました。若干あった基金も取り崩しながら、保険税の据え置きに取り組んで参りましたが、20 年度の決算分を見ると、ほとんど基金もなくなる。改定をしなければ、国保会計は、これからは、やっていけなくなる。国民健康保険というのは、所得的に見て、不安定で、低所得者が多い保険でもあります。保険税を急激に上げていくのは、影響が大きすぎる。そこで、一般会計からの繰入を視野に入れながら考えていかなければならないと判断している。

住民課長、今回の、条例の改正については、介護保険の給付金の、納付金の関係で、限度額を 9 万円から 10 万円に改正しようというものであり、医療分の税率を引き上げようというものであります。20 年度会計の決算見込みは、最終的に、差引額が 277 万 4,000 円の黒字となるわけでありましたが、19 年度、20 年度と、それぞれ 5,000 万円を超える基金を取り崩し、270 万円の黒字決算になっている。ただ、4,000 万円以上の償還金が、21 年度で発生し、基金の方も、21 年度は、見込めていなくなる。そこで、税率改正の経過で

すが、全体の税率は変わっていないが、医療分の所得割について、0.8 パーセント。均等割 1 人で 2,100 円。世帯割で 1,000 円の引き上げをさせていただき、21 年度の決算見込みをつくっております。介護分の限度額が、9 万円から 10 万円になります。

町長、繰入金を入れないと、改定差額の分だけで、1 人当たりが 1 万 5,000 円から 1 万 8,000 円ぐらい。世帯割で 3 万円から 3 万 5,000 円引き上げを行わなければならない。

説明を終結し、直ちに質疑に入る。

質疑、滞納状況については、どうなっているか。答弁、資格証明書の発行は 21 件。短期被保険者証が 88 件と報告させていただいた。

質疑を終了し、直ちに討論に入る。

反対討論あり。反対討論、年金も上がっていないなど、所得が下がっている中で、値上げというのは町民生活を一層苦しめることになる。そして、反対討論とする。

賛成討論はなく、直ちに採決に入る。議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求める。挙手、多数により、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

これをもって委員長報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の報告は終わりました。

議案第 64 号について、委員長報告の質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

これから、討論を行いますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 議案 64 号、国民健康保険税改正について、反対の討論を行います。

国保税改正 1 世帯、平均にして 7,000 円、年間 10 パーセントの値上げ案に、私は、反対します。

年金が上がっていないことなど、所得が下がっている中、定率減税の廃止や、高齢者控除の廃止などの増税が行われてきました。さらに、今年 7 月からは、県の行革で、医療費の窓口負担が 65 歳から 69 歳までの高齢者は、2 割から 3 割に増えます。また、通院で窓口負担が、小学校 3 年までの子ども、重度障害者、母子父子家庭は、それぞれ 1 日 100 円の引き上げになります。こうした状況のもとでの今回の値上げは、町民生活を一層苦しめ、保健税を払えない人が増えることになります。平成 20 年度、国保の会計決算の見込みでも、収入未済が 6,100 万円、250 世帯で滞納があります。国保税の滞納世帯から、保険証を取り上げるとは、国民健康法第 1 条、社会保障制度に反するものです。

保険証の取り上げは、平成 21 年度、資格証明証 21 件、短期証名証 88 件です。全国保険医団体連合会の調査で保険証の取り上げで受診抑制が起こり、一般の受診率が上がっているのに対し、かかった医療費をいったん、全額支払う、資格証の人の受診率が下がっていることが明らかにされているところです。受診抑制は、病気を重症化させることになり、結果的として医療費の引き上げにつながります。命を脅かす保険証の取り上げは、ただち



に止めるべきです。

今回の条例改正に当たって、厚生委員会で、基金 4,400 万円は、過年度精算に当てる。法定外の一般会計の繰り入れ、約 7,000 万円は、経済対策として行うとの説明でしたが、国保税の引き上げ相当分、約 3,900 万円は、基金で対応すべきです。保険税の引き上げの対応は、止めるべきです。町長の政治姿勢が、ここで問われています。保険料を引き上げる要因として、当局は、その 1 つに医療費が高額になる。2 つ目に、保険税収入が減ると説明しておりますが、町民が払える国保税にすることが、一番ではないでしょうか。払える国保税にするためには、1 つとして、国保税の値上げを行わず、むしろ引き下げること。2 つ目に、減免制度の充実をすること。3 つ目に予防医療に逆行します保険証の取り上げをやめること。4 つ目に、一般会計からの繰入を大幅に増やすこと。5 つ目に健診など、予防対策を十分行うことが求められます。

以上、指摘し反対討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、賛成の討論ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あっ、委員長あかんのかな。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。副委員長ですね、今度は、はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） よろしいですか。議案第 64 号に賛成する立場で討論を行います。

本議案については、保険者たる佐用町においても非常に慎重に検討された内容だと思えます。ましては、国民健康保険においては、その運営制度について、国保運営審議会において慎重に議論をし、検討された結果であり、それに参加する委員の方々の相当な覚悟、意思も尊重しなければいけません。

また、制度的に見ますと、20 年度から 21 年度にかける国保、医療費の動向、これは、決算見込み等、資料で明らかのように、支援分、介護分等については、若干の減額があります。ただ、その大きな部分を占める医療分については、相当の増額となっています。それを補うために、一般会計からの法定外の繰入れも行われております。

で、特に示されております予算案でも明らかのように 21 年度においては、6,900 万、これの分の法定外繰入が行われ、なお且つ委員会の中でも町長の答弁がありましたが、今後、この安定的な運営を図っていくために、この法定外繰入についても、5,000 万程度を基準にして、継続していかないと、これ以上、保険者に激変的な負担増をかけることをできないという姿勢も示されております。このことから考えますと、今回の税制、税率等の改正については、適法、最小限内であり、この条例に賛成するものであります。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 64 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 64 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 . 請願第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2 に移ります。請願第 2 号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願についてを議題といたします。

請願第 2 号については、所管の議員定数適正化調査特別委員会に審査を付託しておりますので、議員定数適正化調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

議員定数適正化調査特別委員会委員長、敏森正勝君。

〔議員定数適正化調査特別委員会委員長 敏森正勝君 登壇〕

議員定数適正化調査特別委員長（敏森正勝君） 6月9日、今期、定例会において議員定数適正化調査特別委員会に付託されました請願第2号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願について、6月18日審査に入り、質疑、意見等を出しあい、財政的な問題、あるいは、議員定数と職員とのからみ等、多くの意見を出していただきましたが、内容的には、全議員で構成している特別委員会であり、十分な説明はしませんが、請願の提出者である代表者、坂口 栄氏を参考人として経過報告を聞き、その後、質疑として各議員より意見を聞いております。

主なものとして定数 16 人にした経緯については、各地域自治会代表者 4 人の意見を統一した。また、行政の実態、議会の実態など大きなギャップがある中で、財政の問題、合併特例債の問題にしても有利な起債によってつくられるというのが大きな点であり、西播の優等生という実態があるが、待ったなしの削減というふうにも今でも思っておられるのかという点では、議員の皆さんが、自主的に、いろんな思いでもっと考えていこう、将来的なことも考えようということであるなら、議員の皆さん方のお気持ちを、われわれは信頼しなければいけない。他に、議員を減らすということの重大な事を時間かけてしないのかという点では、自治会として、それぞれの代表の方に責任を持ち、帰っていただき、それ以上、何をすればということなど、昼食時を遅らせ協議いたしました。結論までは出ませんでした。

6月22日に18日に引き続き開催いたしました。結果的には、閉会中の継続審議となりました。

最後に、不手際な進行となり迷惑をかけましたことをお詫びを申し上げたいと思います。以上、簡単であります。付託を受けました案件について報告といたします。

議長（西岡 正君） 議員定数適正化調査特別委員会委員長の審査報告は終わりました。請願第 2 号について、委員長報告に対して質疑を行います。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。  
これから、討論を行います。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） ありますか。松尾議員。

7番（松尾文雄君） これ動議になるかどうか分かんないけど、おそらく動議になるかなと思うんですけどいいですか。

議長（西岡 正君） はい、それは、もう、はい。

7番（松尾文雄君） まあ、委員会では、継続審査ということになっているわけですが、この種の問題というのは、いわゆる次、一般選挙まで10ヵ月を切っている状況であります。そういった中で、継続審査は、ある程度日程を切った形での継続を望みたいと。まあ、次回、本会議あるまでの継続という形にさせていただければと思いますが、そういった部分を含めた中で、いわゆる今回の、この請願並びに、先ほど、片山議員からありました議員発議の定数の問題、両方を、そういった期間の中で行うというふうな状況の中で継続にさせていただければと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、賛成の方ありますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、賛成者ありますので、先ほどの、松尾議員の方から、これは予定であります、次の本会議、臨時議会も含めてであります、それまでに結論を出すという形の中での期間を定めた形の動議が出ました。  
これについて、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑はないようでございますので、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。  
それでは、次の本会議に、その結論を出すという動議に賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成多数であります。よって、そのことの動議は成立をいたしました。

それでは、先ほどの委員長の報告に対して、再度、動議が出ましたけれども、今回の委員会付託であります、それだけの採決はとらせていただきます。

委員長の報告のとおり閉会中の特別委員会に付託することに賛成、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、異議なしということでございますので、委員長の報告のとおりであります。

ここで、本当の休憩します。30分まで。

午前11時15分 休憩

午前11時28分 再開

議長（西岡 正君） はい、それでは、休憩を解き会議を再開します。

日程第3 . 議案第57号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律日程等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第3に入ります。日程第3から日程第9までは、6月9日の開会日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

日程第3、議案第57号、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、4番、岡本です。

さっきの説明で、一応、住民課、税務課がですね、時間を、その18時までということでお伺いいたしましたけれど、この取扱いについてね、早出、遅出、そして、また、その住民課、税務課の窓口業務の方だけを、そういう対応か、そこらへんについて、この前、ちょっと中身がですね、住民課、税務課の全員かそこらへんについては、どんなだったのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、あの、勤務時間、開庁時間が5時15分になるということで、6時まで住民課と、それから税務課、対応させていただくということで、その職員の対応につきましても、ローテを組んで、特に、戸籍等でしたら、戸籍の発行事務で専門的なことも要しますので、戸籍担当職員、今のところ4名でローテを組むと。

それから、税務課につきましても、担当を、もう少し増やして10名ほどでローテを組んで対応をします。

で、そのローテの勤務の割り振りですけども、今のところ、時間差で出勤という形で対応するというふうに考えています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、住民課がですね、4 名の中で、ローテーション組んで、税務課は 10 名でやりくりしていくということで、その中ですね、ほなら、そういう、言わば、窓口だけの対応ということでよろしいんですね。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、そういう意味です。はい。

4 番（岡本義次君） 分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 提案説明の時にありました、日直体制について、現在、支所で行っている体制を、本庁のみにするという事なんですが、その理由として、利用者が少ないという、そのデータを基に判断されたということなんですが、災害時などの問題など、支所の、その日直体制廃止については、問題ありませんか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 災害時等の体制につきましては、災害対策体制で望むということで、通常の日常業務については、前回ご説明させていただいたように、非常にこう、ここ 2、3 年データを取っておりますけれども、その対応を、訪問される内容等についても、非常に少ないということで、これにつきましては、自治会等にもお話をさせて、概ね理解を得ているというふうに判断しています。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 日曜日、その死亡とか、そういう届けのは、確かに、そのデータのように、少ないかもしれないんですけど、いろいろ三日月、支所、三日月地域でしたら、ルピナスですか、そういう祭があったり、これからは、南光地域で、ひまわり祭などが例年、あるんですけど、役場に問い合わせが、これまでも、たくさんありましたけれど、そういった体制というのは、まあ、特に影響は、その日直体制で役場の窓口になって答え

ていくというようなことがなくなるわけなので、そういうのは、特別体制になるんですか。お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 特に、これから南光地域の、そのひまわり祭等もありますので、それについては、特別な体制で、問い合わせ、あるいは人の配置、そういうものを含めて、特別な体制で組むということで検討しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） もう1回ほなら、岡本議員の関連なんですけれども、本庁の方が、その住民課、税務課で、その6時まで対応することなんですけれども、支所の窓口については、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今のところ本庁のみの対応ということで考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

6番（金谷英志君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18番（平岡きぬ系君） 金谷議員と関連したんですけど、本庁で、その6時まで開けるんだったら、支所の総合窓口も6時まで対応できないかということは、検討していただけますか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今のところ、本庁だけということで、その理由としては、人力的な問題。それと、これを検討するに当たり、近隣市町の、その6時まで延長の実態等も把握させていただいて、その件数等を勘案する中で、本庁のみの対応という判断をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより議案第 57 号を採決いたします。この採決は挙手によって行います。  
議案第 57 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 57 号、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 . 議案第 58 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 4、議案第 58 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、確認を込めてやっておきます。

本条例改正で影響を受けるのは、どういうことかという点について確認いたします。  
本条例改正においては、月額保険料が 1 円単位の保険料というのは影響出るということになります。それで、現在、本町において 1 円単位、月額 1 円単位の保険料というのは、第 4 段階の、いわゆる特例第 4 段階、基準額の 83 パーセントの 2,988 円となっているわけですが、この条例改正の影響を受けるのは、特例第 4 段階だけなのかということと、それと、現在、特例第 4 段階というのは、該当者は何人ほどおられるのか、この 2 点をお願いいたします。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 影響を受けますのは、先ほど言われました、第 4 段階の特例の部分のみでございます。影響を受けます方については、その期間中に 65 歳を迎えられる方で、207 人の方が、今の予定では影響を受けるというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより、議案第 58 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 58 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 58 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 . 議案第 59 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 5 に入ります。日程第 5、議案第 59 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。ページ、6 ページ、民生のですね、15 番の合併特例債事業の 2,190 万。それから、20 番のですね、農林水産業 3,700 万、これらについてですね、前にも、ちょっと財政課長にお願いしておりましたけれど、合併特例債でいただいた金額を、1 つの一覧表としてですね、今まで、これこれに使ったと。それで、今、残りは、こんだけで、今回、次ですね、この分で 2,190 万、3,700 万を使うと。これこれに使うと、そういう 1 つの表をですね、また、後日でよろしいんで、作っていただきたいと思えます。

それから、ページ、11 ページ、11 ページの 20 番、委託費ですね。13 番。ふるさと雇用の 588 万、この分につきますですね、上の笹ヶ丘公園の清掃委託など、この間、まあ、ずっとシルバーの方がみえてですね、きれいにされておるのを確認しておりますけれど、下の分についてはですね、主だった分で、件数的に何件ぐらいですね、そして雇用として何人ぐらいなね、分が見込まれるんかどうかということが、1 件でございます。

それから、13 ページ、40 番、文化財保護の分でございますけれど、13 の委託、この分についてですね、307 万 4,000 円。それから下の 14 番の機械器具賃借料ですか、250 万、これらの分についてですね、どこの文化財を、どのような格好の中でね、この度やられようとして、どういう機械を借られようとしているかということと、そのことについて、お尋ねいたします。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。



商工観光課長（廣瀬秋好君） そしたら、最初の 11 ページのふるさと再生事業委託料について説明いたします。これについては、笹ヶ丘荘の分については、緊急雇用の方で対応するというので、ふるさと再生雇用事業につきまして、588 万については、平福の道の駅へ委託をして、今のところでは 2 人採用するというので、これを 3 カ年続けるということでございます。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいよ。  
はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 失礼します。文化財の本調査の委託料でございますが、これ学校給食センターの建設予定地にかかるものでございまして、当力所は、文化財の調査上、文化財が、こう埋蔵されている所でございますが、現段階では、そこを、できるだけ触らないようにということでございますが、地盤が弱い場合は、どうしても発掘しなければならない場合ができた場合に、そうした、本調査が必要になってきます。

それで、上の委託料につきましては、シルバー人材センターにお願いして、こう発掘をお願いするわけでございますが、その人件費と、それから航空写真、それから座標設置代でございます。

それから、使用料及び、こう機械の賃借料でございますが、重機、それからダンプ、それからバリケード等でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4 番（岡本義次君） あの、商工観光課長に、ちょっとお尋ねするんですけど、今、申された道の駅の 2 人の委託の、2 人の業務内容については、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） これにつきましては、ここに重点的に配置をすると考えたのは、姫路鳥取線が開通をいたします。これの影響が、大きく出てくるだろうということで、1 つは、販売促進にあたる。それから、他には、平福を中心にした観光メニューの開発等々で、平福にお客さんを増やそうということで考えているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 一番最初、お尋ねした財政課長の分については、また、お願い、OK なんですね。

議長（西岡 正君） 資料の要望ですね。

4 番（岡本義次君） はい。他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あのページ 8 ページで、まず伺いたします。

まず、高齢者福祉の関係では、車両購入費のさよさよサービス、バスの関係でありますけれども、まあ平成 19 年 2 台。それから 21 年度に当初予算に 1 台 310 万円。今回、3 台ということで、1,200 万円でありますけれども、単価的に見た場合ね、だいたい 300 万円来ていたのが、ここで 1,200 万円ですから、単価的には、大きく違ってきています。その内容と、その 5 台になりますけれども、5 台ですね、ああ 6 台か。6 台になりますけれども、どういう活用をされるのか、その点について、まず伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 鍋島議員おっしゃいましたように、昨年から整備を進めて参っております台数で言えば、いわゆる 6 台という形になります。これにつきましては、一番古い車で、旧南光町時代に、いわゆる、ひまわりサービスとして導入しました車が、平成 14 年 3 月の導入となっておりますですね、既に走行距離が、これは 2 台なんですけど、22 万キロ以上というふうな状況になってきております。ですから、そういう車も含めての更新という形を今回提案をさせていただいております。

それで、単価的には、非常にバラつきがあるという形の単価にはなるんですが、できれば今回、福祉車両も導入したいということで、いわゆる車椅子用のリフト車等の導入も考えておりますので、総額でということで 1,200 万円の提案をさせていただいております。

それから、その台数的にはですね、今現在、さよさよの車を全て、20 年度で 2 台更新しておりますので、新しい車が今回、21 年度でトータル 4 台という格好になるんですが、1 台は予備的な車両と、もしくはですね、今後、いろんな面で、公共交通会議の中で考えられております中の対応も含めてですね、今回、今年度については、計 4 台を整備したいというふうに予定いたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと、終わりの方、もう 1 回教えてください。予備の 1 台を、

今後何に対応するん。ちょっと、聞こえなかったんで。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これも最終的に、ちょっと今、全体的な状況の中で見ておるんですが、1点考えられるのは、必ず予備車両も、さよさよの方の予備車両っていうのも、今現在は、町の、通常の公用車を予備車両として登録してますので、その、その公用車の方も非常に古くなってきておりますので、その予備的な形とですね、それと、今後の動向によっては、今、江川地区でも、その運行が計画されておりますので、その車両をどうするか。それと、あわせて、業者委託というふうな形で想定されて準備を進められておりますが、船越線をですね、こういう車両を使っての運行も可能性としては、考えられるんかなというふうなことも想定しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、続いて、けんこうの里三日月の運営費の関係をお伺いいたします。

修繕料の 500 万円補正されていますけれども、まず、この内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい。

福祉課長（内山導男君） これにつきましてはですね、三日月の泉源のポンプが故障いたしましたので、交換させていただくということで、今回補正予算を計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、交換ということになれば、もう更新ですね。修繕じゃなくてね、まあ、1つ聞きたいのは、そこで、その更新ということになったら、修繕なのかという、そういう名目上の問題があるんだけど、備品購入費じゃないかというような気もするんだけど、その当たりの見解と、それと、だいたい、どのくらいもつんかな。この温泉の動力ポンプというのは、だいたい耐用年数どのくらいで、今回換えられるのかという点ね。

それから、もうついでに、三日月温泉のことを、ちょっと聞いておきたいんですけども、あそこに毎分 1.6 リットルというふうに書いてありますね。つまり、20 時間回しっ放しにして、毎分 1.6 リットルということは、2 トン、2 トンちょっとか、2 トンほどということでもありますけれども、その揚湯管に、いろんなスケールがたまっていた場合は、当然、ポンプもあるけども、汲み上げが鈍ってくるというような状況もあるんだけど、実態として、毎分 1.6 リットル、24 時間で 2 トン、そういう汲み上げ量になっているのか

どうか、このポンプ更新に絡めてね、ちょっと見解聞いておきたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 毎分 1.6 リットルという表示をいたしております。あくまでも、これはですね、手動運転で、フル運転させた場合の毎分の量でありまして、日量としましては 2,304 リットルというふうな形になるんですが、実質的には、それ程泉源の量が多くありませんので、ポンプがフル回転じゃなしにですね、いわゆる自動回転。下の、その管に温泉の水が溜まれば、自動的に運転するという形の、その自動運転をかけております。

だいたい、今、1日に溜まっている量はですね、約 600 リッターぐらいが上のタンクに溜まっているという形ですね、それで、毎週 3 回、ずっとそのタンクに溜めたものを、ミニの、そのタンクに積み替えて、三日月、けんこうの里まで運んでいるというふうな状況であります。

それについては、フルで完全な、そのポンプの性能等ついて 1.6 リッター、それから泉源の量ということで、1.6 リッターという表示をしておるんですが、現実的には、さっきも言いましたように、自動で、ポンプの、その管の中に溜まったものを、溜まれば、自動運転に切り替わって、自動的に上がるという対応をいたしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君「いやいや、これだけじゃない。備品購入について、備品購入」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいよ。もう、次、次してください。

〔福祉課長「それから、はい、はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、ごめんなさい。はい。

福祉課長（内山導男君） それから、ポンプの耐用年数なんですが、これはポンプ業者とありますと、だいたい 5 年から 7 年というふうに言われております。

ただ、使用状況とかですね、その水質によって、相当変わりますので、あれなんです、前は、三日月、旧三日月町時代に、平成 9 年にポンプ更新をされてましてですね、それから、10 何年もっていたという形になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待ってくださいね。3 回来ましたんで、次、ちょっと変わってください。

〔鍋島君「今、2 回だろ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

〔鍋島君「2回や」と呼ぶ〕

5番（笹田鈴香君） 7ページお願いします。企画費ですが、企画費の中の自主運行バス運営業務委託料100万円。これの内訳説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（前澤敏美君） 自主運行バスの運営の業務委託料でございますけれども、これにつきましては、江川地域ということで、想定をいたしておるわけでございますけれども、これにつきましては、燃料費、それから修繕費等々を積算をいたしまして、そこから、運賃収入というのを見込みまして、いわゆる経費から運賃収入を差し引いた分をですね、地域に委託料として支出をしたいということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、それでももう少し込み入って聞きたいんですけども、今までの説明ですと、11月からということをおっしゃられておりましたけれども、正確には、いつ頃からか。

それから、これの、どういうことを計画されているのか、その計画の形態ですね。中身を分かれば教えてください。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） この江川の関係でございますけれども、18年から地域の人たちがですね、自分達の地域の課題として高齢者とか車に乗れない方の足の確保をしていこうというふうなことで、順次取り組みをされてきたという経緯がございます。

で、私どもとしてはですね、そういった地域をですね、応援をしていこうということでございまして、まだ江川の中においてもですね、この3月に実証運行等をされまして、その課題でございますとか、問題点等を整理されておまして、具体的にですね、実施に移そうというふうな、まだ、申し込みは、こちらの方には来ておりませんが、今後、そういった申し込みがあった際には、即に対応ができるようにというふうな形で考えておるところでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 先ほどの100万円の内訳というか、燃料費、修繕費、それ運賃の収入を見込んでということ、その差額というか、燃料費とか修繕費とかなどを言われたわけなんですけども、そしたら、車のことも、ちょっと先ほど、福祉課長の方からありまし

たが、この車ですね、もし、その車が・・・すいません、その前に、もう1つ聞きます。  
自分達で考えられていると言われているんですが、その先ほど言いました、形態ですね。  
例えば、コミュニティバスのような感じとか、それから、まあ、デマンドとか、そういった感じ、いろいろ意見は出ていると思うんですが、今現在出ている、検討されているのは、どのような形態が分かりますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（前澤敏美君） 具体的には、よく分かりませんが、3月の段階ですね、実証運行をされましたのは、定時定路線ということでございます。その中では、やっぱり利用者の問題とかですね、課題があったようでございますので、現在、その実証運行を含めてですね、問題点を整理されるという、されているというふうに伺っております。

議長（西岡 正君） はい。それでは、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 同じ8ページのけんこうの里の続きをお伺いします。

ちょっと、聞き漏らしたんだけど、質問した中で、ポンプを換えるんだったらね、修繕じゃなくて、備品購入に当たらないのかという、答弁と。

それから、確認だけど、もう既に購入されておるんじゃないかということも思ったんで、その当たりの確認、それを、まず聞きます。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 非常に申し訳ないんですが、工事についてはですね、工事というんですか、修繕につきましては、先だってやらせていただきました。ということは、まあ、けんこうの里が温泉の表示をしておりますので、この水があがって来ないと、温泉表示から全て変えていかないといけないということで、の対応になりましたので、この6月の最初に修繕という形でやらせていただきました。

それから、なぜ修繕料なのかということなんですが、まあ、そのポンプ自身は、そんなに、別に、総額では500万という形になっておるんですが、ポンプ自身の値段は、そんなに高くなくて、地下400メートルに、そのポンプを設置しておりますので、そのパイプを引き上げて、その400メートルの先に、そのポンプをつけてですね、水を上げるという形態をとっておりますので、今回、修繕という形で計上させていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 当然ね、補正予算計上前に購入ということはね、やっぱり問題になるわけで、議会の報告等ですね、当然、なさなきゃならない、今、購入しておると言うたんやね。その点はね、議会としては、指摘せざるを得ないと思います。その点についての、ちょっと、できれば、町長の見解も聞いておきたいと思います。

それで、町長に、ぜひお聞きしたいのは、ちょっと昨日、佐用のホームページって見たんですね。だったら、三日月温泉は、天然温泉であり、その成分は、城崎温泉と、ほぼ同一の成分ですということですね、これ書いてあるんです。まあ、いいんですけど。

私ね、今、課長の答弁聞いて思ったのは、結局、日量 600 リットルでしょ。600 トンじゃなくて、600 リットル。つまり、家庭用の風呂一杯にならんよね。600 リットルとなれば、そういう状況の中で、

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

21 番 (鍋島裕文君)            そうやで、だって 1,000 リットルは 1 立米やもん。

議長 (西岡 正君)            静かにしてください。

21 番 (鍋島裕文君)            ああ、ごめんごめん。

それでね、非常に少量ですよ。それで、問題なのは、当然のことながら、浴槽においてはね、かなりの加水をされておるということになります。何ら問題じゃありません。今、加水を明記すれば、法律上問題ありませんからね。

ただし、この量であればね、全国的に加水 9 割、源泉 1 割というようなことで、いろいろ温泉事情問題になったりしているんだけど、実態としては、これは議会だから、ちょっと聞いておきたいんだが、水道水 9 割、源泉 1 割より、もっと少ないんじゃないかというような感じがするんで、そのあたりの実態を、どのように捉えてあるのかということ。

今後ですね、これ読んだら、城崎温泉に入っておるんだなと、もしも、勘違いされた場合にね、ちょっと問題かなという、まあ、行政がやる宣伝としてはね、確かに、源泉は、城崎温泉の、あの塩化物泉で、そうかも分らんけど、9 割以上が水だということになればね、それは、ちょっと実態として、これは温泉法に反しておるということを言っておるんじゃないですよ。実態として、この表現が、まあね、適切かなという点で、ちょっと疑問も感じるんで、今後の三日月温泉に対するね、町の取り組みも含めてですね、町長、どのように考えておられるのか、この点を聞いておきたいと思います。

議長 (西岡 正君)            町長、答弁願います。

町長 (庵逄典章君)            予算の執行につきましてはですね、予算計上してですね、こうして議決を最終的に、まだいただかない中で、間に、緊急的に工事をしなきゃいけないという状況があって、そういう判断をしたということなんで、その点については、事前に、皆さんにご報告をさせていただいて、了解を、了承を求めるべきであったと、手ばかりであったというふうに思います。

ただ、先ほど、課長が申しましたように、実際に運営をして、開業をしておりますのでね、それを、緊急の工事としては、やらざるを得なかったということで、そのことを、皆さんにお話を、事前にしていなかったということについての手ばかりについてはお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないように、気をつけさせます。

それと、三日月温泉につきましては、私も、まあ、その実態、形態を見てですね、非常にまあ、温泉、泉源についても一般的な、温泉という範疇ではなくてですね、非常に、その出ている量も少ないんですけども、ただ、その水質はですね、何と言いますか、非常に濃い、逆に、そのままでは、とても入れない。薄めて、入っているいろんな含まれているですね、成分、そういうものが、この温泉としてですね、今、薄めて、要するに、その入りやすい状態にして薄めるということで、加水という、ただ、水の量を増やすという問題ではなくって、元々の源泉そのものが、真っ黒な、お湯ですけども、水ですけども、

そこに入っているものですね、非常にまあ、濃度が濃い、そういう物が出ているということで、それを、そういう入浴に適した形にして、その、温泉として、今までずっと営業しているということです。そういう点について、細かくはね、表示はされておりませんし、その、今、鍋島議員言われるように、取り方によっては、源泉そのものがね、そういう城崎温泉と同じようなものなんだというふうに見られる取り方になるかもしれません。

元々、ああしてかなり離れた所にですね、源泉を持って、それから、汲み上げたものをですね、タンクで運ぶんで、そして、それを薄めながら使うというですね、非常にまあ、ちょっと形態的にも、問題のある、ある意味では、施設ではないかというふうに思っております、使用者がですね、利用者も非常に一時減ったということで、この存続についてですね、旧三日月町の段階でも、いろいろと議論をされておりますけれども、まあ、再度、この温泉の今後のですね、取り扱いと言いますかね、どういうふうに、これをしていくかということについては、考えていかなきゃいけないなというふうに思っているところであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あの、ちょっと、今の件になんですけれども、ちょっと申しますと、実は、委員長として、厚生委員長として課長の方から少し説明は伺っておりました。その点に関して委員会報告、委員会の中でもう少し報告できていれば良かったかなと思いますけれども、まあ急遽ということなので、早い段階でやって欲しいというようなことを課長の方に言わせていただきました。

まあ、これは、これに対するの質問ということと、ちょっと違うんですけども、ただ、ポンプが5年から7年の耐用年数で前回は平成9年から12年今回経っているということ、まあ、早、ポンプの寿命も、あんまり長くないんだなということと、1日に600リットルしか溜まらないということなんですけれども、これは、もうちょっと、何とか、方法論として大きくなるようなことは、持っていきようは、ないん。難しいんですかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、今の現状ではですね、これ以上の、その泉量、湯量を求めるというのは、ちょっと不可能かなと思います。

ポンプ屋さん、私も修繕の関係で、いろいろ調整したんですが、これは、深く掘れば、掘るほど、いいというもんでもなくですね、丁度、その層に当たった所で、下のポンプから、実際掘っているのは、1,000メートルぐらい掘っているんですが、そのパイプが、1,000メートルぐらい入れたパイプの中にですね、下から水が溜まってくる。それを約400メートルぐらいな所から、上へ自噴してきませんので、そこからポンプで吸い上げて上へ汲み出すという形式を取っておりますので、ちょっと、この温泉の量をですね、水量を増やす



というのは、ちょっと今のところでは想定できないのかなというふうに考えます。

それから、ポンプの寿命については、やはりいろんな手立て等がありましてですね、どうしても、ポンプの周りにごみが溜まっていったりしますので、それは定期的な点検の中で、例えば、逆にエアーを送り込んで、そのごみを横へ散らすとかですね、そういう方法もあるようなんですが、今のところ、だいたい、さっき申し上げましたような量の中ですね、それから、私どもも、合併以来、逆にお客さんに利用していただくということで、三日月の温泉、けんこうの里自身で、温泉の成分検査もですね、業者へ委託して、定期的に行っております。それについては、十分、その表示で。泉源の表示と若干違うんですけども、実際の浴場をご利用いただくところもですね、その調査をさせていただいて、毎月、定期的な報告をもらってですね、それに基づいてやっているということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

11 番（山本幹雄君） はい、分かりました。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 9 ページの児童福祉施設整備費工事請負金、まあこれ、提案説明の中で子育て支援センターの工事だということなんですけれども、この工事の概要と、当初の計画に、なぜ、これが含まれなかったのか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この工事はですね、20 年度と 21 年度の継続工事ということで、20 年度につきましては、総額で、いわゆる落札をしていただいたんですが、この落札金額が、5 億 1,030 万円消費税込みなんですが、そういう形になりましてですね、20 年度で、工事費だけで申しますと、約 18 パーセントの 9,185 万 4,000 円という形の 20 年度の決算と言うんですか、工事になりました。

それで、21 年度の予算を編成する時にですね、その 5 億 1,030 万の内から、その 20 年度分済んだちょうどの金額しか、当初予算化をしておりませんでしたので、総額ではですね、4 億 2,515 万 2,000 円という形になるんですが、その内の約 670 万余りは、古い園舎の解体工事という、工事費ということ想定していましたので、全くの契約金額自身しか予算ができてないという状況の中で、当面、2 つの施設を建てております 5 億いくらかの工事の中での、いわゆる設定変更分という形ですね、変更分という格好で、今回 3,000 万を提案させていただいております。

で、その主なものは、ほぼ外構工事とか中庭の整備工事に対する、その追加分と工事内容の変更によるものということで、今後想定されるんですが、とりあえず、大きな物で言いますと、南側、北側に、それぞれ水路がありますので、その水路の床版関係、出入口のですね、安全確保のための、出入口の確保等について、南側ですと、約 300 万円等の追加分が、当初、道路側、それから敷地側の上の床版だけという形予定しておったんですが、

そうじゃなしに、基礎からというふうな必要状況が出て参りましたので、そのへんの変更。

それから、ちょうど、保育園と、園舎と遊戯室の間に、子ども達が、ちょうど遊べる空間って言うんですか、中の建物の構造上、いわゆる広い中庭のような遊び地ができるんですが、そこも、当初は、普通の土羽仕上げ、土の仕上げを思っていたんですが、いろんな調整の中で、非常にいい、子ども達の遊び場になるだろうというふうなことで、ゴムのチップタイルを、できれば、この機会に貼っておきたいというんで、子ども達が転んでも、いわゆるアスファルトの固いかわりにゴムが練りあわされたような部材ですので、子ども達が、もし転んだとしてもケガをしなくてすむというふうなことの、これも、まだ今後の施工になるんですけれども、そのへんの工事関係の追加が、約400万等、それから、正面玄関の入り口等の形状が簡単なコンクリートの仕上げにしておったんですが、もう少し、せっかく、ここまでの施設だからということで、ちょっとタイルを使ったり、いろんな形の、正面をもう少し見やすくというふうな形等の、その工事費等を。

それから、また、ちょうど玄関入った所に中庭ができるんですけれども、その中庭の整備費。

それから、今度は、北側に園児用のプール等ができるんですけれども、北側から道から丸見えということで、できれば、まあ保育士等も、ある程度、水着に近い形で入りますんで、ある程度の目隠しも必要じゃないかなということで、その目隠しのプールサイドのフェンス工事等も追加させていただきたいというふうなことも予定しておりまして、今回、総額3,000万を設計変更分の予算として確保させていただきたいということで、提案をさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 道路の水路の、その蓋なんかは、その基礎からやるということ変更になったりとか分かるんですけれども、言われた遊戯室のゴムチップや、それからプール周りのフェンスなんかは、当初の、この落札した5億1,030万円の中に、当初から含まれているんで、分かっていることじゃないんです。

改めて、その追加ということになると思うんですけれども。これは、当初の計画に含まれていなかったのはなぜかということなんですけども。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

福祉課長（内山導男君） これも非常に申し訳ないんですけども、元々、初期の提案ではですね、当然、それをする予定だったんですが、入札時の予算の執行状況でですね、あえて、ちょっと、この分については、入札段階の設計書から落とさせていただいておりました。

で、いろんな工事を進める中で、やはり最低限、まあ当然予算の関係もあるんですが、将来的な安全性を見ると、この機会に整備した方がいいかなということで、今回、その追加工事ということで、ご承認を願えたらというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） この発注についてはね、その道路の水路の蓋なんかは、外構ですから、建物と一体になったものじゃないですから。フェンスなんかはね、プールのフェスなんかは、そりゃ建物一体になって一緒にやるんですけども、できる限り、その追加される工事であれば、町内業者の人に、また分割でね、この部分は発注できる部分は、発注したらと思うんですけども、その点は、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） むしろ外構であれば、完全に場所が離れた所であれば、そういうことも可能かと思うんですが、通常の工事の発注の仕方としてですね、あれだけ大きな敷地内で工事になりますので、特に今回、チップ、ゴムチップの分やなんかについては、建物に、もう隣接した所ですので、一体工事として施工させていただきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 先ほどの7ページの関係ですけれども、もう少しお尋ねしたいんですが、この自主運行バスについてですけども、現在、計画されている、その計画の様子というか、それを地域で、チラシでね、全戸配布をされておりますが、それと、自治会長、集落ごとでも詳しい説明を、今、されている段階であるんですけども、それで、ちょっと私が感じたところ言いますと、今、現在考えられているのは、そのさよさよサービスのような方式を取りたいということを言われて説明されているわけですけども、そういった場合ですね、ちょっと矛盾ができるかなと思うのは、運転手ですね、まだ、ちょっとはつきりした金額は聞いておりませんが、現在のさよさよサービスの運転手さんと、それから、今考えられている段階では、ちょっと、まだはつきりした金額ではありませんが、大分、金額に差が出てきたりすると思うんですが、同じ形態であるのに、そういったことが出ると、そういった矛盾が出ると、ああ、矛盾が出ると思うんですが、そういったことは聞かれておりませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） あのまあ、地域でですね、いろいろと取り組んで、実証運転もしたりですね、組織、そういう話し合いをして進められております。そのことについては、笹田議員もですね、地域のそういう役の中に一緒に入られてね、お話をされているという、私達より、よく知っておられるんじゃないかと思うんです。実際ね。

その実際に、佐用町としては、今全町で、さよさよサービスを運行するという形で、もう、やっています。実施しているわけですね。それと、ほなら、江川地域でですね、自分達で考えて、より一層便利な使いやすいものにしようという取り組み、それについて、さよさよサービスも同時に、二重にすることは、佐用町もできませんと。地域は、地域で考えていただければ、その分についてはね、こうした形で、支援は、当然しますけれども、それは、さよさよサービスも運行し、また地域の、この地域交通として、こういう運行をしていくことは、これは、両方はできませんよということはおし上げています。

だから、そういう中で、どういうふうにな、その今、運転手さんの賃金とか、その運賃ですね。これは、さよさよサービスを超えてはしては困ります。だいたい、同等にしてくださいということが条件ですし、そのへん、実際に、これを運営していく上でね、やはり、経費の採算もありますし、町としても、いくらでも上乗せして、助成をするというようなことは、これはできませんから、一般的な、さよさよサービスを基準とした経費の算定とかね、そういうことの中で、その分、その地域でやっていただく分については、それだけ、町の経費を削減した分を、その地域に委託するということが、基本的には原則ですから、そういうことの中で、地域でよく話し合っ決めてくださいということですし、その件については、笹田議員も、そのへんは、よく皆さん、お話をされているんじゃないかと思うんですけども。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） すいません、お言葉返しますが、今、私は、それ入ってないんです。普通の一般の人と一緒になんで、来た物でしか分からないんですが、そういったこともありまして、一番気になったのは、それと。

それから、やっぱり、100万円を出すということに対して、その後、削減ということも言われたりしたんです・・・100万に対してじゃないんですけども、やっぱり、たくさんね、いいことではあるんですが、乗りたいという人が増えて、もし、積み残しなんかが出たらどうしようとか、そういったことも、心配されているぐらい、一生懸命頑張られているんです。はい。ですから、そういった時の車の対応とか、それでも、本当にずっと、このところ頑張られているのは、通信言うんか、そのチラシを見てもよく分かりますし、本当に、何回も何回も集まっていらっしゃるのは、よく聞いているんで、そういった意味で、やっぱり車の件と、それから、いよいよ困った時の対応なんかは、どのへんまで考えておられるか、そのへんをお尋ねします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 先ほど来、私も申し上げましたし、町長の方からもございましたけれども、町としては、地域を応援していこうというふうなスタンスであります。車につきましてはですね、町の物を貸し出しをするというふうに、今、考えております。

で、今現在地元でですね、協議をされておりまして、協議が整ったら、私どもの方に、そういった話が参るというふうに思っております。そういった中で、そういった申出があった中で、地域と、私ども町とですね、協議をさせていただいて、笹田議員おっしゃるよ

うなことを詰めて参りたいと、このように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと、待ってくださいね。ちょっと待ってください。  
はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 7 ページ企画費のコミュニティバス運行業務委託料について、これは、どういう内容なのか、いつから実施するのかとか、そういう点も含めて説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 内容でございますけれども、この件につきましては、この3月議会のですね、ああ、ごめんなさい、6月議会のですね、一般質問でもいただいたところでございますけれども、実施につきましては、この11月1日というふうに思っております。

で、便数につきましては、朝・昼・夕というふうなことで、定時、定路線での運行というふうに考えております。

これは、船越線の方でございます。佐用船越線の方でございます。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） それで、その内容として、委託ですから、町が直接運行するわけじゃないということですね。ですから、そこらへん、どんな形で委託というのを考えておられるのか、そこらへんを聞きたかったんです。はい。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 委託費でまあ、置かせていただいておりますけれども、この点についてはですね、今後、予算が通りましてですね、先ほどもちょっと内山課長、福祉課長の方から、船越線も、そのバスですね、予備車両が運行もあり得ると、そういったことも含めて、総合的に考えていきたいということでございますので、この点については、もう少し詰めさせていただきたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ですから、まあ、今のウエスト神姫さんが運行されている、料金体系であるとか、時間帯のこととか、実際利用されている人は、そこらへんを不安に思っておられるので、そういった結論とか協議されている時間、今回の補正で上がって、協議されるわけですけど、そういった点は、具体的には、住民の方に、どんな形でこう、お知らせしていったりするのかなというのが、聞きたいところなんですけど。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 料金の問題、それからダイヤの問題等があるわけでございますけれども、運賃については、まあ 300 円と、小学生については、150 円。小学生未満は無料というふうなことで考えております。

ダイヤにつきましても、現在ウエストがですね、運行をいたしております時間帯、そういったものを考慮しながらですね、検討をさせていただきたいということですが、今後ですね、8 月なり 9 月の広報でもってですね、皆さん方、住民の皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 59 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 59 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫く休憩をしたいと思います。1 時間昼食休憩をとらせていただきまして、1 時 20 分から再開したいと思います。

午後 0 0 時 1 9 分 休憩

午後 0 1 時 1 7 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、全員お揃いですので休憩を解き、休憩前に引き続き審議を行います。

日程第 6 . 議案第 60 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第6に入ります。

日程第6、議案第60号、平成21年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。

3ページですね、30、20項目の第三者納付金、一番下ですね、524万1,000円。

それから、ページ、次の4ページ、10の償還金ですね249万9,000円、過年度精算による返納、これらの分について、詳細説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず、3ページの第三者納付金につきましては、交通事故の示談が成立したために、入って来る分であります。1件分です。平成19年に起きました事故が、この度、示談が成立したということで、その精算分という形になっております。

それから、次のページの過年度分による、精算による返還金につきましては、医療費の確定による精算分なんで、全ての医療費の中で、翌年度精算という形をとっておりますので、こういう精算額になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第60号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第60号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第60号、平成21年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 . 議案第61号 平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第7、議案第61号、平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 質疑をいただく前にですね、ちょっと補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

町長（庵逄典章君） お手元の方に図面を一部提出させていただいておりますけれども、これは、この 61 号の簡易水道の特別会計と次の 62 号の公共下水道の事業、これが両方関連をいたしておりますので、提案説明では、一応あの、終わっておりますけれども、そのどういう内容であるかということについて、再度、ご説明をさせていただきたいと思えます。

この簡易水道につきましても、補正額 4,540 万補正をお願いしておりますし、下水道につきましても、7,781 万ということをお願いしておりますけど、かなり大きな金額になっております。これはまあ、一応、1 つは学校給食センターを、このセンターひまわりの遊休地に建設をするということに伴うということですが、この南光スポーツ公園、またはセンターひまわり、この地区におきましてはですね、水道につきましては、現在、林崎の集落の方からですね、75 ミリの V P の管で送水がされております。そして、実際に、この非常に水圧が低くてですね、現在、センターひまわりなり、その上に住宅が 1 軒あるんですけども、1.5 キロぐらいで消火栓等についてもですね、十分こう、水圧においては、非常に使えないというような状況です。管も 75 ミリとして細いと。これだけの施設が、ここに集中して設置されているにはですね、この際、きちっと、今度は、徳久小学校、県道の方からですね、本管を建設をして、将来、いろいろな今の施設の運営においても、また活用においてもですね、水のきちっとした確保をしたいということでの水道管本管の敷設を今回、補正でお願いをしております。

それから、下水におきましてもですね、この地域につきましては、全て、合併浄化槽、個別処理になっております。で、まあ、実際に、この野球場でありますとか、スポーツ公園にしても、センターひまわりにしてもですね、利用者の変動がですね、非常に激しい中ですね、個別の合併処理というのは、処理場も、処理していく上においてもですね、かなり無理をしている所も現在あるわけです。

で、またその維持管理においてもですね、非常にまあ、毎年、大きな多額の広がりをしております。

で、この南光の旧公共下水道につきましては、多賀に、一番下流にですね、処理場が建設をされておまして、まだ、処理能力というのは、かなり余裕があります。で、本来、こういう施設は、1 つに処理ができるように、これをしていかなきゃいけないということで、今回、徳久小学校のところの県道のところまで本管が走っておりますので、そこまでですね、下水道本管を敷設して、今度の学校給食センターだけではなくてですね、今のセンターひまわり、また、スポーツ公園のグラウンドでありますとか、野球場の、それぞれの合併浄化槽も一緒に水処理を行うと。

この件については、処理場が、今、建設されております多賀の地元集落に対しましては、こういう、この区域を公共下水道区域に編入したいということで、協議をさせていただいて、お願いをしているところであります。



このことによってですね、これから、例えば、ひまわり祭とか、いろんな催しがあってもですね、十分に、水処理についても安定して処理ができるようになるだろうというふうにも考えておりますので、それぞれの地域の皆様のご理解もいただいてですね、これを進めていきたいということで、今、今回、とりあえず予算としては、それぞれ計上させていただいておりますけれども、同時の施工になりますので、できるだけ二重にならないように、一体的にできる分は、一体的にですね事業、工事ができるようにして、経費の、工事費の削減にも努めていきたいと、そういうふうにも考えておりますので、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、図面を見ていただいてですね、ちょうど、上の方が、徳久小学校がある所が県道です。そこから、新しい橋、光田橋という話を渡って、一応、幹線道路に管を敷設しますけれども、後まあ、下水道の方につきましては、それぞれそこへ、集中させるためにですね、一番最短距離なり、敷設しやすい所で、その管に全部集合、集めてくるという設計にさせております。

区域につきましては、このセンターひまわりの区域を限定して、この度、国に、県に、国に対してもですね、この公共下水道区域の変更ということでの申請を上げさせていただきたいと、そういう手続きをとりたいということでありませう。

ですから、これ以上に次々と、所広げて、この公共下水道区域にするというんじゃないでね、この区域を限定して、センターに、下水道区域に組み入れたいという考え方でありますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上です。

議長（西岡 正君） 説明が終わりました。

質疑でありますので、はい、どなたからでも。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 4ページで、一般管理費の電算システム設定委託料、備品費の説明と、その下の建設改良費、ただ今、町長から説明がありましたけれども、先日の学校給食センターの施設につきまして、説明があった時に、議員からですね、これまで十分な審議をしていないというようなことで、いろいろと意見があったような状況です。で、町長も時間が不足していたという答弁をされておりますけれど、これについてお願いをしたいと思っております。

議長（西岡 正君） えー、町長ですね、答弁をお願いします。

〔水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、ごめんごめん、課長、水道課長。

水道課長（野村久雄君） それでは、お答えします。

先ほどの一般管理費の電算システムの設定委託料でございますが、これ建設省関係でしたら、superESTIMAという積算システムがございます。

それから農水省関係では、リーダーという積算システムがあるんですけども、今、水道については、そういうシステムはございません。

それで、最近、設計するのに当たって、職員が自前で作っておるんですけども、非常にこう、何言うんですか、関数とか、そういうのを使いますので、ややこしいものですから、今回、そのシステムを導入しまして、簡単なシステムは自前で設計することによって、経費の節減と、それから、間違えのない設計をするために導入を予定しております。

それから、備品費につきましては、サーバーのコンピューターをあげております。よろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この直接の簡易水道の事業に関しての、補正予算に関してのご質問ではないと思うんですけども、まああの、この水道についても、その学校給食センターにも建設にかかわりますので、まあ、その関連の中で、再度お話はさせていただきますけれども、給食センターについての取り組み、考え方については、これまでお話ししてきたとおりです。まあ、1つの大きな、当面の課題として挙げられた課題を、1年前倒ししてですね、実施させていただくと。だから、1年前倒しすることによって、その間、皆さん方に、いろいろとご審議いただく期間というのは、当然、短くなったことは確かです。

で、ただ、そのことについては、12月の議会の終わりに説明をさせていただき、また、補正を挙げる時にも説明をさせていただきですね、5月の21日でしたか、22日でしたか、議員連絡会においてもですね、その趣旨については、説明をさせていただいております。

ただまあ、議会の中でですね、説明は、まだ聞いてないというご発言もあって、私も、発言、そういう説明をしてきたつもりでありましたけれども、そういうね、お話がありましたから、そういうふうには、してなかった、そのへんが、かなり抜けていた分があれば、当然、再度、詳しく、また、それにご理解いただけるようにですね、説明をしなきゃいけないというふうに思って、そういうお話もさせていただいております。

ただ、後、どういうふうには説明をしてきたかということについて、再度、それぞれの記録を探して、それを見てもみますと、最終的には、5月の21日にも文書でですね、この学校給食センター、全ての学校についてセンター化をするということについての説明も書いて、お渡しをさせていただいております。

そういう内容ですけども、これからね、今、こういう関連の事業も準備を、いよいよ、関連の水道や、下水道とかいうようなね、基盤整備なんかも進めながらですね、一方では、学校給食センターとしての設計においても、先般まあ、基本設計が、一応出来上がりましたのでね、それをもって、また、今、十分これから、できるだけの研究、協議をさせていただきたい。期間的には、今年度の事業として行っていきますのでね、その期間の中で、より良い施設をつくっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいよ。よろしいですね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 水道課長、今、説明ありました、職員がですね、今、自前で作って

いる分、コンピューター、電算システムのことなんですけれど、自前で、まあ小さいやつについては作っておるということでございますけれど、これ、電算システムの設定については、どこへ委託してですね、それで、システムそのものは、新規で何通りぐらい、この中でできてくるような格好になるんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） システムについては、1つのシステムで設計はもう何通りでもできると言うんですか、何回でもできるという形にはなりません。

〔岡本義君「ほな、委託先」と呼ぶ〕

水道課長（野村久雄君） 委託先ですけども、まだ、これは決まっておりません。これからの事業です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいね。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 2番、吉井です。

平成21年度、簡易水道事業特別会計に反対の討論をします。

今回の提案の中で、第10款、簡易水道事業費4,547万9,000円、これは学校給食センターを建設するためのもので、町内10小学校と5中学校の給食を1カ所で調理をしようとする計画に伴うものです。この点については、町民への説明は十分と言えない状況であり、給食そのものを町民全体で検討する必要があるという観点から反対をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 今回の補正については、必要に応じた上下水道の整備ということでありますので、何ら反対をする案件でもありませんので、賛成をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。  
ないようですから、討論を終結いたします。  
これより、議案第61号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第61号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 61 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 62 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 8、議案第 62 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 4 ページの委託料、公共下水道事業実施設計委託料 1,340 万と下の工事請負費 6,400 万について質問します。

1 つは、委託料なんですけど、これは、どういう形で入札というか、そういうものは行われるのでしょうか。

それから、工事請負金の関係につきましては、先ほど、図面を配布していただきましたので、内容は、分かったんですけど、学校給食センター建設地がきっかけになっておりますけれども、他の、この周辺の地域の状況などもあわせて、説明を、ありましたら、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 難しいご質問も含めてあったと思うんですけども。

まず、委託料でございますけれども、公共下水道実施設計業務、これは、これから、この全体区域、給食センターと、それ周辺の公共施設等について、効率的に下水道、生活処理を将来に向けてするためにも、やはり、当然、下水道整備が必要であったと、このままの状態で放ったがしとくことの方が無理があるんじゃないかという中で、総合的な考え方で、下水道で取り組むという形でございます。

それで、委託料でございますが、先ほど言いましたように、調査、測量、設計、これマンホールポンプ場も含めての専門的な形、流量計算、そういう形も含めてになってきます。それで、当然、まだ、当然、5 社以上で、競争するという中で、契約をしていくという形でございます。

それで、工事請負費、これは、どの範囲かと言われたというより、なぜかというのは、先ほど言うたことに関連すると思うんですけども、給食センターだけではなく、他の野球場、若あゆランド、ひまわりドーム、それからセンターひまわり、これを大型の浄化槽、これがそれぞれ設置してありますけれども、これを、経過年数も相当過ぎておると、それを一括処理の中で、せっかく下水道一本化にした方がいいやろうという中で計画させていただいております。

以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 委託料の、その実施設計なんですけど、私は、直接見てないんですけど、周辺の方が、もうこう、いろいろと調査しよってやでということを知ったんですけど、それは、その委託料とは関係ないことだったんでしょうかね。もうやりよってですけどという話を聞いたんですが、それ実態としては、どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 下水道区域に入れるかどうかという形の中で、給食センターの方で、調査設計という形の中で、予算の中で検討はしました。だけど、下水道の設計という形はまだです。  
以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他にございますか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） はい、議案 62 号、公共下水道特別会計補正予算に賛成の討論を行います。  
同会計予算は、住民合意が行われていない給食センター建設が予定されることがきっかけになっているという問題がありますが、ひまわり祭のメイン会場となるセンターひまわりや、スポーツ公園などの下水処理は、一度に多数の人が利用するため、課題でした。  
今回の下水対策を行うもの、これを行うもので、関係者の要望に応えるものでありますので、賛成します。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。  
ないようですから、討論を終結いたします。  
これより、議案第 62 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 62 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 62 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 63 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 ( 第 1 号 )  
の提出について

議長 ( 西岡 正君 ) 日程第 9 に入ります。

議案第 63 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出についてを議題といたします。

これから質疑を入りますが、ございますか。

〔 質疑なし 〕

議長 ( 西岡 正君 ) ないようですので、質疑を終結いたしますが、討論に入りますが、ございますか。

〔 討論なし 〕

議長 ( 西岡 正君 ) ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 63 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。議案第 63 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔 賛成者 挙手 〕

議長 ( 西岡 正君 ) 挙手、全員であります。よって、議案第 63 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 ( 第 1 号 ) の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、資料配布のため、暫時休憩をいたします。

午後 0 1 時 4 0 分 休憩

午後 0 1 時 4 2 分 再開

議長 ( 西岡 正君 ) 資料配布もれはありませんか。  
ないようですので、休憩を解き会議を続行いたします。

日程第 10 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長 ( 西岡 正君 ) 続いて、日程第 10、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔 「 異議なし 」 と呼ぶ者あり 〕

議長 ( 西岡 正君 ) ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長 ( 西岡 正君 ) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 28 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

9日に開会をし、まあ補正も含めてですが、慎重審議をいただきました。本当にありがとうございます。

また、なお含めて委員会に付託された案件もございますが、十分ご審議をしていただき適切妥当な答えが得られますよう、ご努力をいただきたいと思います。

空梅雨で暑い日が続いておりますけれども、また雨が降ってジケジケしたりして、体の体調を崩しやすい時期でもありますので、議員または町長をはじめ職員の皆さん方におかれましては、お体をご自愛の上、佐用町発展のために、なお一層のご努力を賜りたいと思います。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

6月議会にも20年度の最終専決の補正予算、また国民健康保険の税条例の改正、そして、補正予算、21年度の補正予算等、いろいろと議案を提案をさせていただきました。それぞれ慎重にご審議をいただきまして、全て提案どおり承認、また決定、可決をいただきまして、本当にありがとうございました。

21年度も、早こうして3ヵ月が過ぎます。昨年の後半からのですね、世界的な、こうした経済不況の中で、非常に地域におきまして、皆さん方の生活、町民の皆さんの生活にも、大きな影響が出ております。最近ですね、少し、経済の、この不況においても、落ち着いた、きたというふうなですね、そういう指標が出ているようですけれども、私達の地方、佐用町のような所におきましては、まだまだこれ、厳しい状況が続くのではないかなというふうに懸念をいたしております。

国においても、非常にまあ、衆議院の国政選挙がいつあるかというようなことがあって、非常にまあ、政局もですね、不安定になっておりますけれども、国で決定をされました経済対策、補正予算、こういう大きな、貴重な大きな財源です。その経済対策に沿ってですね、佐用町におきまして、地域の雇用対策、また経済対策にですね、これから少しでも効率的に、また効果が上がるようにですね、取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

先般も、議会の方で、だいたい概略の計画、臨時対策交付金等の事業計画につきまして、ご説明をさせていただいておりますけれども、それをもってですね、できるだけ早く臨時議会をお願いをいたしまして、決定をいただいて、実際の事業の実施に向けてですね、職員一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本当に、今、議長もお話のように、今年は、空梅雨で、非常に暑い日が続いております。前線の具合ではですね、また気象災害、大雨の恐れもございます。

また、7月に入ればですね、梅雨が明ければ、非常に、もっともっと厳しい暑さが待っておりますけれども、皆さん方におかれまして、本当に健康に気をつけられまして、益々ご活躍をされますように、ご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本当に、お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後01時47分 閉会

---